

5 計画の達成状況の点検及び評価

○ P D C A サイクルの導入

- ・計画に盛り込んだ目標値等について、少なくとも年1回は実績を把握するほか、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価を行い、必要があるときは、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。
- ・中間評価の際は、栃木県自立支援協議会及び栃木県障害者施策推進審議会の意見を聴くとともに、その結果について公表します。

第2章 栃木県障害福祉計画（第6期計画）・栃木県障害児福祉計画（第2期計画）

I 令和5年度（2023）の目標

1 障害者支援施設の入所者の地域生活への移行

- 栃木県では、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業、相談支援事業等を、障害者本人の心身の状態や地域生活等に対する意欲に合わせ適切かつ効果的に提供することを促進し、障害者支援施設から地域生活への移行^{*1}を進めます。
- 本県の実情を踏まえつつ、地域生活への移行を進める観点から、令和2（2020）年3月31日時点において長期の入所が常態化している施設に入所している障害者のうち、自立訓練等を利用し、令和5（2023）年度末までに地域生活に移行する者の目標を次のとおり定めます。
- 本目標の達成に向けて、就労支援や地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域における安心した暮らしを支える支援体制等の推進を図ります。

【障害者支援施設の入所者の地域生活への移行に関する目標】

項目	目標	考え方
R2.3.31 時点の入所定員（A）	2,184人	都民施設 ^{*2} を除いた、障害者支援施設の定員総数
R5 年度 目標	地域生活移行者数 (R5年度末までの累計)	32人 (A) の約 1.5%
	入所者数	現状維持 真に入所支援を必要としている障害者を考慮する

＜目標設定の考え方^{*3}＞

- ・ 地域生活への移行の実績や全国平均に比べて重度者の割合が高いこと等本県の実情を踏まえ目標を設定しています。

〈参考〉 第5期計画における実績

	目標	平成30年度	令和元年度
入所定員	2,169人	2,186人	2,184人
地域移行者数（累計）	57人	8人	15人

※1 地域生活への移行とは、「障害者支援施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、一般住宅に移すこと」です。

※2 東京都民が入所することを目的として設置された障害者支援施設（以下「都民施設」という。）については、東京都の障害福祉計画に盛り込まれるため、本県の目標値からは除きます。

※3 目標の設定に当たっては、平成 22 年改正前の児童福祉法に規定する指定知的障害児施設等に入所していた者（18 歳以上のものに限る。）であって、障害者総合支援法に基づく指定障害者支援施設等の指定を受けた当該指定知的障害児施設等に引き続き入所しているもの（継続入所者）の数を除いて設定します。

重度者とは障害支援区分 5、6 の利用者であり、全国の重度者の割合が 79.9% であるのに対し、栃木県の重度者の割合は 87.0% となっています。

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 障害保健福祉圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、市町などとの重層的な連携による支援体制を構築します。
- 長期（慢性期）入院精神障害者のうち一定数は、地域の精神保健医療福祉体制の基盤を整備することによって、地域生活への移行が可能であることから、令和 5（2023）年度末の精神病床における入院患者数、入院後の退院率及び、退院後 1 年以内の地域における生活日数の平均（地域平均生活日数）の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）のための体制強化や精神障害者退院後支援等の推進を図ります。

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する目標】

項目	目標	考え方
1 年以上長期入院患者数	2,422 人	
65 歳未満	959 人	
65 歳以上	1,463 人	
入院後の退院率	3 か月時点 6 か月時点 1 年時点	69% 86% 92%
地域平均生活日数	316 日	国的基本指針に基づく

※ 保健医療計画と整合性を図り、設定します。

〈参考〉第 5 期計画における実績

	目標	平成 30 年度	令和元年度
長期在院患者数（65 歳未満）	1,291 人	1,296 人	1,291 人
長期在院患者数（65 歳以上）	1,738 人	1,718 人	1,692 人

3 地域生活支援拠点等の体制整備

- 入所・入院中の障害者が地域に移行する場合のグループホームの体験利用や、自宅で生活する障害者の介護者の入院等に伴う緊急的な短期入所の利用のニーズが高まっています。
- このため、令和5（2023）年度末までに地域移行・地域定着に特化した相談支援やサービス利用調整を行う仕組みとともに、本県の各地域において必要とされる機能を持つ体制を整備します。
- 本県では、日光市、小山市は、新たに施設を整備し、併せて拠点として必要な機能を集約する多機能拠点整備型で、足利市、栃木市、鹿沼市、真岡市、大田原市、下野市、芳賀郡（益子町、茂木町、市貝町、芳賀町）、野木町、那須町は、複数の施設や事業所が連携して拠点の各機能を分担する面的整備型で、佐野市は多機能拠点整備型と面的整備型の複合型で体制を整備し、15市町で地域生活支援拠点等の体制が整備されています。

【地域生活支援拠点等として必要な主な機能】

- ◇ 地域移行・地域定着を専門とする相談支援
- ◇ グループホームの体験利用
- ◇ 地域生活者の必要に応じた短期入所受入
- ◇ 専門的な人材の確保・養成
- ◇ 地域の体制づくり

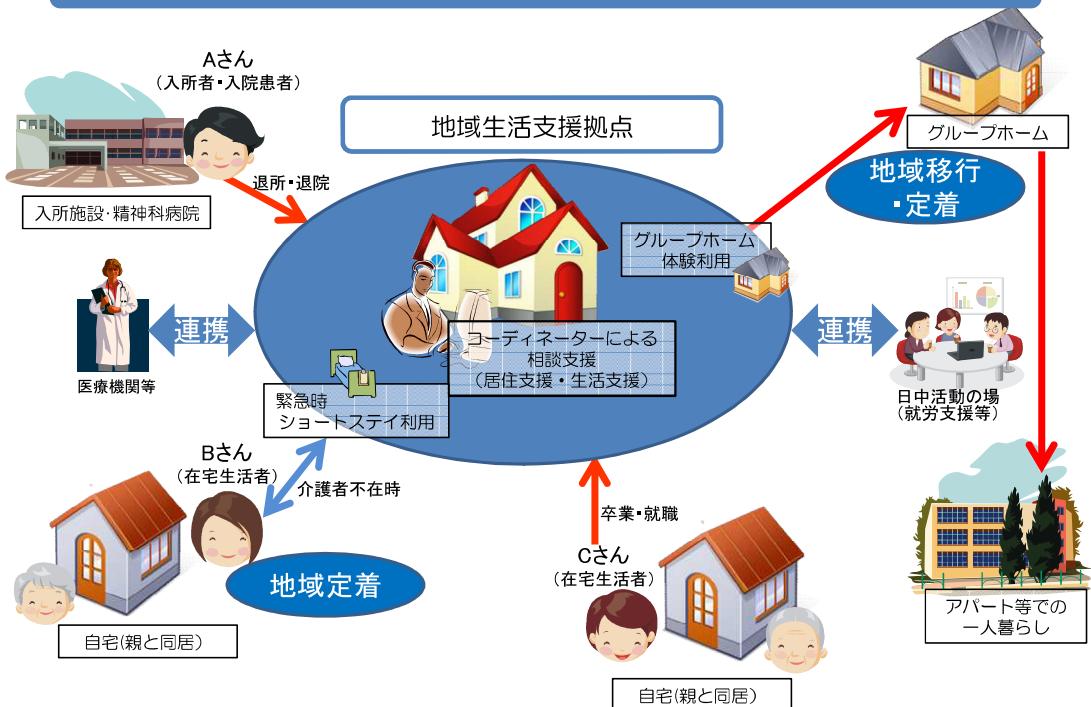
【地域生活支援拠点等の体制整備に関する目標】

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等体制整備市町数	25	市町村の区域を基本とし、少なくとも1つの地域生活支援拠点等の体制を整備。ただし、地域の実情に応じ複数市町による共同実施も可能。

（参考）第5期計画における実績

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
地域生活支援拠点等体制整備済市町数	11	12	15

本県における地域生活支援拠点のイメージ



4 福祉施設から一般就労への移行等

- 就労移行支援事業等を通じて、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進め、令和5（2023）年度末の目標を次のとおり設定します。
- 本目標の達成に向けて、就業面及び生活面の一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの機能が効果的に発揮できるよう、障害者就業・生活支援センター等担当者連絡会議を活用するなど、福祉、産業、労働、教育機関との連携を強化します。
- 障害者就労支援事業所等の職員を対象とした研修事業を実施し、就労支援の技術向上を図り、一般就労への移行者数の増加及び職場定着率の向上を促進します。
- また、一般就労が困難な障害者が障害特性に応じた働き方を選択し、経済的に自立した生活を送れるよう、福祉的就労の工賃向上を図ります。

【福祉施設から一般就労への移行等に関する目標】

項目	数値	考え方
一般就労への移行者数	254人	R元実績200人の1.27倍
就労移行支援事業	117人	R元実績90人の1.30倍
就労継続支援A型事業	98人	R元実績78人の1.26倍
就労継続支援B型事業	39人	R元実績32人の1.23倍
一般就労移行者のうち就労定着支援事業を利用した者	7割以上	
就労定着率8割以上の就労定着支援事業所	全体の7割以上	

〈目標設定の考え方〉

- ・ 障害者の福祉施設から一般就労への移行を促進する観点から、全国的な状況を踏まえた国の基本指針に準じて目標を設定しています。

〈参考〉第5期計画における実績

項目	目標	平成30年度	令和元年度
一般就労移行者数	312人	228人	200人
就労移行支援事業の利用者数	6,733人	4,591人	4,047人
就労移行率3割以上の就労移行支援事業所	全体の5割以上	33.3%	27.3%
就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率	80%以上	83.4%	77.7%

* 目標を達成するために必要な項目別の活動指標

項目	数値	考え方
障害者に対する職業訓練の受講	13人	R元年度実績 11人×1.27倍
福祉施設から公共職業安定所への誘導	422人	R元年度実績 333人×1.27倍
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導	166人	R元年度実績 131人×1.27倍
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	149人	R元年度実績 118人×1.27倍

※ 活動指標については、一般就労への移行者数の目標の考え方を準用します。

5 障害児支援の提供体制の整備等

- 障害児支援を行うに当たっては、障害児本人の最善の利益を考慮しながら、障害児の健やかな育成を支援することが必要です。
- このため、障害児及びその家族に対し、障害の疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、地域支援体制の構築を図ります。
- また、障害児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。
- さらに、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容を推進します。
- 加えて、障害児に対する障害児通所支援や障害児入所支援から、障害者に対する障害福祉サービスへの円滑な支援の移行が図られるよう、地域支援の体制づくりを進めます。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- 障害児通所支援等における障害児及びその家族に対する支援について、障害種別や年齢別等のニーズに応じて、身近な場所で提供できるよう、令和5（2023）年度末までに地域における支援体制を整備します。
- 本県では、児童発達支援センターは、4市（7施設）に設置されており、保育所等訪問支援は、13市町（19事業所）で提供されています。

【サービスの機能等】

- 児童発達支援センターは、主に未就学の障害児又はその可能性のある子どもに対し、個々の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じた発達上の課題を達成させていくための本人への発達支援を行うほか、地域の障害児、その家族又は当該障害児が通う保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他必要な援助を行う地域における中核的な機関です。
- 保育所等訪問支援は、保育所や認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等障害児が集団生活を営む施設を保育所等訪問支援事業所の訪問支援員が訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

【児童発達支援センターとして想定される主な機能】

- ◇ 身近な地域における通所支援機能としての児童発達支援
- ◇ 保育所等訪問支援の実施
- ◇ 障害児相談支援の実施
- ◇ 地域生活支援事業における巡回支援専門員整備、障害児等療育支援事業

【児童発達支援センター及び保育所等訪問支援の体制確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援センター確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じ圏域での体制確保も可能
保育所等訪問支援の利用体制確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保

〈児童発達支援センター確保の考え方〉

地域における社会資源の不足、既存の類似施設など様々な要因から児童発達支援センターの確保が難しい地域においては、障害児やその家族からのニーズに応じて、児童発達支援センターと同等の地域における中核的な支援機能を有する体制を確保することが求められます。

(2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

- 児童発達支援センターや聾学校等と連携した、難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を進め、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図ります。
- 本県における難聴児支援体制については、母子保健部局において新生児聴覚検査及びフォローワー体制を整備し、聾学校において聴覚障害児支援のセンター的機関を担っています。また、障害福祉部局において療育を含めた障害福祉サービス体制の充実を図っています。

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制として想定される主な機能】

- ◇ 新生児聴覚検査から療育につなげる体制整備（協議会の設置）
- ◇ 新生児聴覚検査から療育までを円滑に実施するための手引書作成
- ◇ 相談支援及び家族支援

【難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築の目標】

目標
児童発達支援センター、聾学校等の連携強化を図り、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保する。 保育、保健医療、教育等の関係機関との連携した、難聴児及びその家族への切れ目ない支援の充実を図る。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、関係機関が連携し、充実した支援体制を整備していく。

(3) 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

- 重症心身障害児が身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービスを受けられるように、令和5（2023）年度末までに地域における課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。
- 本県では、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、5圏域5市に設置されており、重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、6圏域6市に設置されています。

【サービスの機能等】

- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の重症心身障害児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な訓練を行います。
- 重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所は、学校に就学している重症心身障害児に対し、授業の終了後又は学校の休業日において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。

【主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保の目標】

項目	数値	考え方
児童発達支援事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能
放課後等デイサービス事業所確保市町数	25	各市町に少なくとも1か所以上確保 地域の実情に応じて圏域単位で協議し、必要な体制の確保も可能

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

- 医療的ケアが必要な障害児（以下「医療的ケア児」という。）に適切な支援を行うためには、保健、医療、福祉、教育など関係機関の連携が重要です。そのため、令和5（2023）年度末の目標を次のとおり設定します。
- 本県では、平成28（2016）年10月に栃木県自立支援協議会医療的ケア児支援検討部会を設置し、医療的ケア児とその家族が地域で健やかに安心して暮らすことができるよう施策の方向性等を検討しています。また、5圏域23市町において、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場が設置されています。
- さらに、平成30（2018）年度から医療的ケア児等コーディネーター養成研修を開始し、医療的ケア児等のライフステージに応じた切れ目のない支援を適切に行える人材の養成を実施しています。

【医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーター配置に関する目標】

項目	数値	考え方
協議の場の設置	圏域	6 全圏域に設置
	市町	25 全市町に設置 市町単独での設置が困難な場合は、圏域での設置も可能
コーディネーターの配置	県	1 県に配置
	市町	25 全市町に必要な人数を配置

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、協議の場の設置促進、コーディネーター養成研修の実施により支援体制の充実を図ります。

6 相談支援体制の充実・強化等

- 相談支援体制を充実・強化するため、令和5年度末までの目標を次のとおり設定します。
- 本県では、相談支援専門員の養成、質の向上のための研修を実施し、地域の相談支援体制の充実・強化を図ってきたところです。
- また、地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務等を行う基幹相談支援センターの設置を促進してきたところであり、11か所（10市町が単独で、芳賀郡の4町が共同設置）の基幹相談支援センターが整備されたところです。

【目標に向けた取組】

- ◇ 基幹相談支援センターの設置促進
- ◇ 相談支援専門員の養成・質の向上のための研修の実施
- ◇ 圏域調整会議等を活用した市町間の連携・情報交換の促進

【相談支援体制の充実・強化等の目標】

目標
各市町又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、引き続き、基幹相談支援センターを設置していない市町に対し、助言や情報提供等を行い、設置促進を図ります。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- 利用者が必要とする障害福祉サービス等の提供が行われるよう、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を令和5（2023）年度末までに次のとおり構築します。

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組】

- ◇ 県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施
- ◇ 指導監査結果を市町と共有する体制の構築
- ◇ 構築した体制での共有回数（年1回を活動指標とする。）

【障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築の目標】

目標
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築する。

〈目標設定の考え方〉

国の基本指針に即して目標を設定し、県として障害福祉サービス等の質の向上のために実施すべき事項に取り組みます。